

公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構
確認検査業務手数料規程

令和6年5月1日

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定める「公益財団法人佐賀県建設技術支援機構確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構（以下「機構」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

（建築物に関する確認の申請手数料）

第2条 業務規程第17条第1項（第24条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により適用する別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- （1） 建築物を建築する場合（次の第2号から第5号に掲げる場合を除く。）
当該建築に係る部分の床面積
- （2） 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合
変更に係る部分の床面積の二分之一（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- （3） 建築物を同一棟で増築する場合
当該増築する部分の床面積及び当該建築物の他の部分の床面積の二分之一を合計した床面積
- （4） 建築物を別棟で増築する場合
当該計画の増築に係る部分の床面積
- （5） 建築物の移転、大規模な修繕、大規模な模様替え又は用途変更を行う場合
当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の二分之一

（建築設備に関する確認の申請手数料）

第3条 業務規程第17条第1項（第24条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、別表第2に掲げるとおりとする。

- （1） 建築設備を設置する場合
- （2） 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合

（中間検査の申請手数料）

第4条 業務規程第26条に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第3に掲げるとおりとする。

（建築物に関する完了検査の申請手数料）

第5条 業務規程第32条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、別表第4に掲げるとおりとする。

2 業務規程第28条に規定する中間検査を機構で受けた建築物の完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、別表第5に掲げるとおりとする。

（建築設備に関する完了検査の申請手数料）

第6条 業務規程第32条に規定する建築設備の完了検査の申請に係る手数料の額は、一の建築設備につき、別表第6に掲げるとおりとする。

（本規程に定めのない手数料の取扱い）

第7条 本規程に定めのない手数料については、別途協議の上、定めるものとする。

附則 この規程は、平成12年7月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年5月1日から施行する。

別表第 1 建築物に関する建築確認申請手数料

非課税（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	12,000
30㎡超え、100㎡以内のもの	19,000
100㎡超え、200㎡以内のもの	27,000
200㎡超え、500㎡以内のもの	37,000

別表第 2 建築設備に関する建築確認申請手数料

非課税（単位：円）

1の建築設備あたり	手数料の額
設置する場合	18,000
計画変更して設置する場合	11,000

別表第 3 建築物に関する中間検査申請手数料

非課税（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	18,000
30㎡超え、100㎡以内のもの	22,000
100㎡超え、200㎡以内のもの	29,000
200㎡超え、500㎡以内のもの	37,000

別表第 4 建築物に関する完了検査申請手数料

非課税（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	19,000
30㎡超え、100㎡以内のもの	23,000
100㎡超え、200㎡以内のもの	30,000
200㎡超え、500㎡以内のもの	38,000

別表第 5 中間検査を要した建築物に関する完了検査申請手数料

非課税（単位：円）

床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	18,000
30㎡超え、100㎡以内のもの	22,000
100㎡超え、200㎡以内のもの	29,000
200㎡超え、500㎡以内のもの	37,000

別表第 6 建築設備に関する完了検査申請手数料

非課税（単位：円）

1 の建築設備あたり	手数料の額
設置する場合	26,000